

第 779 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 7 年 4 月 22 日 (月) 13 時 55 分～15 時 20 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 「第 5 会議室」

議題

- 1 会長、副会長の互選について (資料 1)
- 2 海区漁業調整委員会の規程、運営等について (別冊資料：神奈川県漁業調整委員会諸規程集)
- 3 指示事項
 - (1) 酒匂川及び早川河口域におけるあゆの採捕禁止について (資料 2)
- 4 報告事項
 - (1) 神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業の制限に係る委員会指示の公報掲載について (資料 3)
 - (2) 横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止に係る委員会指示の公報掲載について (資料 3)
- 5 その他
 - (1) 令和 7 年度県水産課予算の概要について (資料 4)
 - (2) 令和 7 年 5 月、6 月及び 7 月の開催日程について
 - (3) その他

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、大竹 清司、小澤 紳一郎、小山 雄輔、長塚 博久、福本 憲治、宮川 均、山田 正行、吉田 一博
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 平島 慶子
- ・ 事務局 原事務局長、広瀬事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 小川担当課長、仲手川 GL、片山副技幹、二井主査、加藤(大)技師、加藤(研)技師、村岡技師

議 事

水) 仲手川 GL

ただいまから、第 779 回神奈川海区漁業調整委員会を開催いたします。
私は、水産課の仲手川と申します。どうぞよろしく願いいたします。
本日の出席委員ですが、委員 15 名中 14 名が出席されております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、本委員会は成立しております。
なお、席順でございますが、県議会に同意をいただく際の議案順でもある、地区順とさせていただきます。御了承をお願いいたします。
ここで、原水産課長より、委員の皆様を御紹介させていただきます。
よろしく願いいたします。

水) 原課長

【順次委員を紹介】

水) 仲手川 GL

続きまして、原水産課長から、水産課職員と海区漁業調整委員会事務局職員の紹介をいたします。

水) 原課長

【順次職員を紹介】

水) 仲手川 GL

それでは職員の紹介が終わりましたので、議事に入りたいと思います。
まず仮議長でございますが、前例によりまして県が行うこととし、原水産課長が、会長、副会長が決まるまでの間、仮議長を務めることとしたいと思います。いかがでしょうか。

委員一同

(了 承)

水) 仲手川 GL

ありがとうございます。

それでは原水産課長、仮議長席にお移りください。

仮 議 長

会長、副会長が決まるまで、暫時、仮議長を務めさせていただきます。よろしく願います。

まず、議事録署名人でございますが、神奈川海区漁業調整委員会の会議等に関する規程により、議長から指名させていただくことになっております。

議事録署名人は慣例により五十音順でお願いしているようですので、本日は、青木勇委員と青木勝海委員にお願いしたいと思います。

青木勇委員、青木勝海委員、よろしいでしょうか。

両 委 員

(了 承)

仮 議 長

ありがとうございます。

それでは、1の「会長、副会長の互選について」を議題といたします。

会長、副会長の互選に関する規定と、参考までに、過去の選出方法について説明をお願いします。

水) 仲手川 GL

【資料 1 に基づき説明】

仮議長

過去の例では、漁業者委員から3名の選考委員、学識経験及び中立委員から2名の選考委員、計5名の委員で構成する選考委員会では会長及び副会長の選考を行っていただき、その後、当委員会で決定をしていたということですが、今回もこの方法でいかがでしょうか。

委員一同

(了 承)

仮議長

ありがとうございます。

それでは、選考委員をまず決めていただきます。

漁業者代表委員の皆様はこの会議室で、学識及び中立委員の皆様は別室に御案内いたしますので、そちらで御協議をお願いいたします。それぞれ漁業者代表委員の中から3名、学識及び中立委員の中から2名を選考委員としてお選びください。選考委員の方々には、その後に開かれます選考委員会で、自薦、他薦を含め、どなたを会長、副会長として推すのかも話し合ってくださいということになります。

以上までで何か御質問はございますか。

それでは、学識・中立委員の皆様は別室に移動していただきます。事務局は委員の方々の誘導をお願いします。

それでは、暫時休憩といたします。

(選 考)

仮議長

それでは、議事を再開いたします。

選考委員を発表していただきます。

まず漁業者委員から、選考委員の御報告をお願いいたします。

小澤委員

漁業者の方の選考委員なのですがすけれども、大竹委員と小山委員と私ということになりました。よろしくをお願いします。

仮議長

次に、学識経験及び中立委員から報告をお願いいたします。

鵜飼委員

学識経験・中立の方は、玉置委員と私の2名でございます。よろしくをお願いします。

仮議長

ありがとうございます。

それでは、ただいま報告のありました選考委員の方々に、会長及び副会長2名の選考をお願いいたします。なお、副会長2名が決まりましたら、会長の代理職の順位も定めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは選考委員の方は別室にお移りいただきたいと思います。事務局は誘導をお願いします。

それでは再び、暫時休憩といたします。

(別室にて選考)

仮議長 議事を再開いたします。
選考結果を御報告願います。

鵜飼委員 私の方から御報告させていただきます。
ただいま選考委員会を開催させていただきました、5名で検討した結果、
会長に櫻本委員、副会長に宮川委員と福本委員。順位につきましては、第1
順位を宮川委員、第2順位を福本委員、以上でございます。

仮議長 ただいま御報告のありましたとおり、会長に櫻本委員、副会長に宮川委員
と福本委員。会長の職務を代理する者の順位は、第1順位に宮川委員、第2
順位に福本委員ということですが、皆様いかがでしょうか。

委員一同 (了 承)

仮議長 それでは、会長に櫻本委員、副会長に宮川委員と福本委員、そして、会長
の職務を代理する者の順位として、第1順位に宮川委員、第2順位に福本委
員ということに決めます。
それでは、会長、副会長が決まりましたので、仮議長の職を辞させていた
できます。
御協力ありがとうございました。

水) 仲手川 GL それでは櫻本会長、宮川副会長、福本副会長は会長席、副会長席にお移り
ください。
会長、副会長が決まりましたので、これからの進行は海区漁業調整委員会
事務局をお願いいたします。

原事務局長 それではよろしく願いいたします。
まずここで、櫻本会長、宮川副会長、福本副会長から、就任の御挨拶をい
ただきたいと思います。

櫻本会長 会長に選任されました、櫻本でございます。どうぞよろしく願いいたし
ます。
私は漁業の現場のことはよく分かっておりませんので、皆様方にぜひ忌憚
のない意見をいただきまして、円滑な議事進行に努めたいと思っております。
どうぞよろしく願いいたします。

宮川副会長 副会長に選任されました、宮川です。
ひとまず2年、よろしく願いいたします。
以上です。

福本副会長 副会長に選任されました、福本です。よろしく願いいたします。

原事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これからの会議の進め方でございますが、会議の議長につきましては、神奈川県漁業調整委員会の会議等に関する規程により、会長が議長となることが定められておりますが、議事に入ります前に、しばらくの間休憩としたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員一同 原事務局長	<p>(了 承)</p> <p>それでは、14時40分からの再開といたします。</p> <p>暫時休憩といたします。</p> <p>(休 憩)</p> <p>(再 開)</p>
原事務局長	<p>それでは、これより委員会を再開いたします。</p> <p>議長、よろしく願いいたします。</p>
議 長 (櫻本会長)	<p>それでは委員会を再開いたします。</p> <p>議事に先立ちまして、委員会の性格や会議の運営等について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事) 広瀬代理 議 長	<p>【神奈川県漁業調整委員会諸規定集に基づく説明】</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>私の方から若干質問なのですけれども、今更かもしれませんが、3ページ目の「3 海区漁業調整委員会の会議等の運営」のところ、第145条第3項で「海区漁業調整委員会の会議は、公開する。」と書いてありますけれども、この意味はどういったことでしょうか。</p>
事) 広瀬代理 議 長	<p>傍聴希望があった場合は、その希望者が中に入ってこの会議を傍聴できるというような意味合いになります。</p> <p>はい、分かりました。ありがとうございます。</p> <p>他に御意見、御質問等よろしいでしょうか。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>本日の議題ですが、指示事項が1件、報告事項が2件と、その他となっております。</p> <p>まず指示事項(1)「酒匂川及び早川河口域におけるあゆの採捕禁止について」を議題とします。</p> <p>資料内容等について、事務局から説明をお願いいたします。</p>

事) 竹村主事	【資料2に基づき説明】
水) 片山副技幹 議 長	【資料2に基づき説明】 はい、ありがとうございました。 こちら、規制の具体的な内容は従来と変更ないということでよいでしょうか。
事) 竹村主事 議 長	はい。従前と同様の内容となっております。 ありがとうございます。 この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 特段ないようでしたら、本件は原案どおり委員会指示を発動することとしてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(了 承) それでは、そのように決定します。 続いて、報告事項(1)「神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業の制限に係る委員会指示の公報掲載について」及び、報告事項(2)「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止に係る委員会指示の公報掲載について」を一括して議題とします。 資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。
事) 竹村主事 議 長	【資料3に基づき説明】 ありがとうございました。 この件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。 特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(了 承) それではそのように決定します。 続いて、その他(1)「令和7年度県水産課予算の概要について」を議題とします。 資料内容等について、水産課から説明をお願いいたします。
水) 二井主査 議 長	【資料4に基づき説明】 はい、ありがとうございました。 この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。 はい、お願いします。
玉置委員	3ページにある「背掛リアユ」というものをあまり聞いたことがないので

すけども、これはどういったものでしょうか。

水) 小川担当課長

小川から回答させていただきます。

アユは縄張りを持って、友釣りという釣り方をするというのを聞いたことがあるかと思いますが、おとりアユに釣れるアユが上手にぶつかって針に掛かると、背中に針が掛かるのです。それが「背掛りアユ」と呼ばれます。ですので、元気がいいアユについて、上手に釣れたときに背掛りになる、ということになります。先日の内水面の委員会でもその話が出たのですが、釣り人からすると「背掛りアユ」と言えばピンと来るという表現になっておりますので、この言い方を使わせていただいております。

以上です。

玉置委員
議長

ありがとうございます。

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件については説明を了承することといたします。

それでは、最後に委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は以上となりますので、これで閉会とします。

次回は5月28日水曜日14時からの開催となっております。御出席をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。